

岐阜県公報

第 五 百 五 十 八 号
令和 七 年 一 月 二 十 四 日
(金曜日)

告 示

岐阜県告示第三十三号

岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準（平成十四年岐阜県告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

別表第一（Ⅲ）中「大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性のかん菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。）」や「大腸菌」を改め、同表第二（Ⅰ）中「大腸菌群の」を「大腸菌の」「大腸菌数」を「大腸菌数」に改める。

岐阜県告示第三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
多治見市市之倉町十丁目

目 次

告 示

○岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準の一部改正

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

○土砂災害特別警戒区域の指定

○土岐都市計画道路事業の事業計画の変更認可

公 示

○開発行為の工事の完了

(生活衛生課) 二五^ベ_シ

(砂防課) 二五

(同) 二六

(同) 二六

(都市整備課) 二六

(建築指導課) 二七

市 之 倉 10 丁目 2	三七八番三 三七八番二 三七八番一 三七九番一 三八〇番一 三七九番一 三七八番三	一号 二号から四号まで 五号及び六号 七号 八号及び九号 十号及び十一号
------------------	---	---

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田5	関市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田6	関市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田7	関市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山田5	関市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田6	関市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山田7	関市山田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
土岐市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
令和四年岐阜県告示第三百七十七号 土岐都市計画道路事業 三・六・二十二号 浅野陶元線
- 三 事業施行期間
令和四年十月二十八日から
令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 令和四年岐阜県告示第三百七十七号の事業地のうち肥田浅野梅ノ木町一丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分 なし

公 示

。開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により公示する。

令和七年一月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一三八号の七 令和 六・ 九・一七	羽島郡岐南町平島一丁目八一番及び八二番	岐阜県各務原市大野町六丁目六二番地一 株式会社ラックシステム 代表取締役 上 野 厚 司
岐阜県指令岐西建築第一八六号の六 令和 六・ 五・二一 岐阜県指令岐西建築 第一四八号の一五 令和 六・一一・二五 岐阜県指令岐西建築 第一四八号の一八 令和 六・一二・ 九	海津市南濃町吉田字一切四七八番一外二四筆	愛知県名古屋市中区白金三丁目一六番六号 孟鋼鉄株式会社 代表取締役 伊 藤 友 一
岐阜県指令中建築第五六号の三 令和 六・ 三・一五 岐阜県指令中建築第七 六号 令和 六・一一・二一	加茂郡八百津町野上字市場一三六〇番一、一三六〇番二の一部、一三六一番一、一三六一番七及び一三六七番一の一部	岐阜県関市若草通一丁目一番地 めぐみの農業協同組合 代表理事組合長 山 内 清 久

令和七年一月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社